

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 117 号議案及び議員から提出されました議提第 2 号を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託しておりました議案等について審査終了の報告が各委員長から提出されておりますので、日程に従い、順次、各委員長の報告を求めます。

日程第 1. 第 102 号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例から日程第 4. 第 116 号議案 財産の処分についてまでを一括議題といたします。

以上の 4 議案は、総務常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 102 号議案及び第 103 号議案について、関連しておりますので一括して報告を求めます。

12 番 池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 102 号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例並びに第 103 号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、一括して審査の経過と結果を申し上げます。

この 2 議案は、国家公務員及び佐賀県職員の給与改定に伴い、一般職の職員等及び市議会議員、常勤の特別職の期末手当等について引上げの改定を行うものとの説明を受けました。

審査の結果、第 102 号議案及び第 103 号議案の 2 件についてはいずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する一括質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 104 号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に付託されました第 104 号議案 武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、就業促進手当の支給対象を 1 年を超える雇用見込みがある場合等の安定的な職業に就いた者に限定する。

また、特定退職者に対する暫定措置を 2 年間延長する。

その他引用条文の整理を行うものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 116 号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に付託されました第 116 号議案 財産の処分についての審査の経過と結果を申し上げます。

本議案の対象となる土地は、旧朝日公民館等の跡地で、建物等解体条件付で譲渡すること。

処分の相手方の選定については、建物等解体条件付で、今後の土地の利用について「子ども達が放課後等に安心して過ごせる居場所や子育て世代の交流や就学前の子ども達の安心・安全な居場所等、子育て支援の向上が図られる事業」を行うことを条件とされ、公募型プロポーザル方式により、旧朝日公民館等跡地の売却に係る選定委員会において審査が行われ、社会福祉法人朝日福祉会を優先交渉者に選定し、処分価格は無償とし、11 月 27 日付で仮契約を行ったとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決につきましては議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 102 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 102 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 102 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 103 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 103 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 103 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 104 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 104 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 104 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 116 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 116 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 116 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5. 第 101 号議案 武雄市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例から

日程第 7. 第 112 号議案 令和 6 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）までを一括議題といたします。

以上の 3 議案は、福祉文教常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 101 号議案に対する報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 101 号議案 武雄市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、本年 4 月に生活保護法が一部改正され、「進学準備給付金」の名称が「進学・就職準備給付金」へと変更されたことに伴い、自治体独自で制定している条例についても同様の改正が必要となり、武雄市個人番号の利用等に関する条例を改正を行うものとの説明を受けました。

今回、進学に限らず就職も子供の自立の助長には重要であるとの観点から、これまで対象外であった就職する者についても、一時金の支給が可能となるよう改正が行われました。

また、今年 10 月 1 日施行の児童手当法の改正により、児童手当の支給要件のうち所得制限が撤廃、特例給付が廃止されたため、「特例給付」の部分を削除するもので、施行日は公布の日との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 105 号議案に対する報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 105 号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、今年 11 月 1 日施行の児童扶養手当法施行令の改正により、児童扶養手当受給者本人の所得限度額が引き上げられ、医療費助成事業にも同様の所得制限額を設け、児童扶養手当法施行令の条項を引用しているため、政令の一部改正に伴い一部改正を行うものと説明を

受けました。

施行日は公布の日としているが、経過措置として「令和6年11月1日以後の医療に係る医療費の助成から適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。」としているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第112号議案に対する報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第112号議案 令和6年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ276万3,000円を追加し、総額を66億1,666万3,000円とするものとの説明を受けました。

歳出の主なものとして、1款1項．総務管理費、4款1項．保健事業費、4款2項．特定健診健康診査等事業費は、会計年度任用職員の報酬改定等に伴うものとの説明を受けました。

歳入の主なものとして、4款1項3目．社会保障・税番号制度システム整備費等補助金289万円は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修と広報用チラシ等の一般会計で支出したのものに対する国庫補助金と、市町村事務処理標準システム移行業務に係る費用を財源変更するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 101 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 101 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 101 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 105 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 105 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 105 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 112 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 112 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 112 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8. 第 106 号議案 武雄市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例から日程第 15. 第 115 号議案 令和 6 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 2 回）までを一括議題といたします。

以上の 8 議案は、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 106 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 106 号議案 武雄市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、第 1 条「武雄市道路占用料徴収条例」、第 2 条「武雄市法定外公共物管理条例」、第 3 条「武雄市準用河川占用料徴収条例」の 3 つの条例のそれぞれ一部を改正するもので、改正の内容としましては、これまで 1 年ごとに納付していた占用料を、占用者の申出があった場合は、許可期間 5 年分を一括して納付することもできるように、道路占用料等の徴収方法を追加するものでした。

この改正により、占用者の納付による利便性の向上と占用料徴収事務の軽減が図れることになるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 107 号議案から第 110 号議案までの 4 件の指定管理者の指定についての議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 107 号議案 武雄市川古の大楠公園の指定管理者の指定についてから第 110 号議案 武雄市宮住宅等の指定管理者の指定についての審査の経過と結果を申し上げます。

第 107 号議案から第 110 号議案は、当該施設の指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決をお願いするものでありました。

まず、第 107 号議案は、武雄市川古の大楠公園の指定管理者として、若木町まちづくり推進協議会。

第 108 号議案は、武雄市竹古場キルンの森公園の指定管理者として、竹古場キルンの森公園運営協議会。

第 109 号議案は、武雄市矢筈ダム広場の指定管理者として、西川登町町づくり推進協議会を指定するものでした。

いずれの団体も、これまでも指定管理者として当該施設を活用し、地域活性化につなげ、適正に維持管理に努めていただいているとのことでした。

また、第 110 号議案については、武雄市宮住宅等の指定管理者として、武雄ガス株式会社を指定するものでした。

委員からは、公募での応募があったのかの質問があり、執行部からは今回公募での応募がなかったため、条例の規定により、改めて武雄ガス株式会社と協議をしたとの回答がありました。

いずれも、指定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間とのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 113 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 113 号議案 令和 6 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 2 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、第 1 条で歳入歳出それぞれ 35 億円を追加し、歳入歳出予算の総額を 296 億 6,159 万 4,000 円とするものでした。

歳入では、モーニング競輪、ミッドナイト競輪の売上げが好調なことから 1 款 1 項 2 目、車券発売金として、35 億円の追加。

歳出、1 款 2 項 1 目、競輪開催費では、車券発売金 35 億円の追加に伴う経費の補正として、12 節、委託料、18 節、負担金補助及び交付金、21 節、補償補填及び賠償金について、それぞれ増額をお願いするものとの説明を受けました。

また、第 2 条では、債務負担行為として令和 7 年度 4 月 10 日から 13 日まで開催される記念競輪に係る臨時仮設投票所等借上料について、859 万 5,000 円を計上するものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 114 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 114 号議案 令和 6 年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第 2 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、令和 6 年度の矢筈ダムの利水者負担金が確定したことに伴い、収益的支出 1 款 1 項 4 目、総係費、26 節、負担金の補正をお願いするものでした。

増額の要因としては、矢筈ダム周辺施設の転落防止柵や施設看板等の修繕との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 115 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 115 号議案 令和 6 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 2 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、収益的支出では 1 款 1 項 6 目の総係費、資本的支出では 1 款 1 項 1 目の管渠整備費、2 目の浄化槽整備費についてそれぞれ、職員の異動等による組替えと、年度末までの所要額の見込みに伴う給料、手当等の補正をお願いするものでありました。

増額の主な要因は、佐賀県人事委員会勧告に伴う給与改定によるものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

まず、第 106 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 106 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 106 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 107 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 107 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 107 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 108 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 108 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 108 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 109 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 109 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 109 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 110 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 110 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 110 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 113 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 113 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 113 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 114 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 114 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 114 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 115 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 115 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 115 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16. 第 111 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）を議題といたします。

本案は、所管の各常任委員会に分割付託しておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 111 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、10 款 6 項 1 目. 保健体育総務費の 18 節. 負担金補助及び交付金で各種スポーツ全国大会等出場奨励金 150 万円の増額は、全国大会や九州大会へ出場する選手に対し奨励金を交付するものに対し、今年度は想定していた金額よりも多かつたために増額を行うこと。

財源として、19 款 2 項 4 目. ふるさと創生基金より同額を繰り入れるとの説明を受けました。

10 款 6 項 2 目. 体育施設費の 14 節. 工事請負費では、山内中央公園プール解体工事の費用として 5,152 万 4,000 円が計上されており、財源として、22 款 1 項 6 目 2 節. 社会教育債の体育施設整備事業 4,890 万円を充当するとのこと。

あわせて、年度内での解体工事完了が見込めないため、令和 7 年度への繰越明許費として計上するとの説明を受けました。

そのほか、各種負担金の確定や事業の実績による精算を行うものや、改定される職員の給与

などが計上されておりました。

また、債務負担行為補正では、行政放送動画作成業務委託料として 629 万 2,000 円、広報武雄編集業務委託料として、1,292 万 6,000 円について計上され、いずれも事業の性質上、年度当初から切れ目なく継続して、番組制作及び広報誌の編集の業務を委託するための予算であるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第 111 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、3 款 1 項 3 目．障がい者福祉費、19 節．扶助費の介護給付費 1 億 4,430 万 7,000 円は、今年 4 月に報酬改定があったことと、B 型作業所やグループホームの利用者数が、今年に入り大幅に増加し、現在も増加傾向にあるため不足が見込まれることから計上するものとの説明を受けました。

3 款 3 項 1 目．児童福祉総務費、18 節．負担金補助及び交付金 1,493 万 2,000 円は、給食を提供している保育所等に対し、物価高騰による材料費等の高騰分を補助する保育所等給食費支援事業費補助金分をお願いするものとの説明を受けました。

10 款 5 項 2 目．公民館費、14 節．工事請負費 880 万円は、若木公民館の建設に伴う防災倉庫移設及び擁壁改修工事、そして屋外倉庫解体工事分をお願いするものとの説明を受けました。
審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第 111 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、4 款 2 項 1 目．環境衛生費の 18 節．負担金補助及び交付金では、飼い主のいない猫のお世話をされている地域猫活動団体に対しての地域猫避妊・去勢手術費補助金について 75 万円が計上されていました。

この補助金については、今年度に入り地域猫活動団体の新規登録が想定よりも多く、それに伴う避妊・去勢が必要となる猫の数も多く登録されたため、今回増額補正をお願いするものとの説明を受けました。

6 款 2 項 1 目．林業振興費の 10 節．需用費の修繕料 46 万円は、黒髪山生活環境保全林内の腐朽した木橋の修繕費をお願いするもので、令和 7 年の山開き前に修繕完了を目指しているとのことでした。

8 款 3 項 1 目．河川維持費の 12 節．委託料及び 14 節．工事請負費については、6 月 29 日から 7 月 2 日までの豪雨により被災した急傾斜地の崩壊防止事業を実施するために、補正をお願いするものとの説明を受けました。

また、令和 6 年 5 月豪雨、梅雨前線豪雨及び 11 月の豪雨による被災箇所の復旧工事費として、6 款 1 項 5 目．農地費、18 節．負担金補助及び交付金では、農業者の組織する団体が行う国の補助採択にならない小規模な災害復旧に要する経費への補助として農地・農業用施設小規模災害応急事業補助金 900 万円、11 款 1 項 1 目．現年発生災害復旧費では、農地災害復旧工事 4 か所、農業用施設災害復旧工事 12 か所、農林地崩壊防止工事 1 か所の工事費として、総額 1 億 1,683 万 3,000 円が計上されていました。

また、事業の進捗状況などで年度内に完了しない事業等について、繰越明許費として翌年度に繰り越す事業費が計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 111 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の常任委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は各所管の常任委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 111 号議案は各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 17. 第 117 号議案 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者から説明を求めます。

小松市長

小松市長／第 117 号議案 教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

教育委員会委員であります田中史子氏の任期が来年 1 月 31 日をもって満了いたします。

つきましては、後任として落合恵理氏を教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、令和 7 年 2 月 1 日から令和 11 年 1 月 31 日までお願いするものでございます。

候補者の経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長／本案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 117 号議案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を行います。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 117 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 117 号議案、すなわち落合恵理氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決定いたしました。

日程第 18. 議提第 2 号 武雄市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

13 番 石橋議員

石橋議員／おはようございます。

議提第 2 号 武雄市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

現行、政務活動費の額は年額 10 万円と規定されております。

この金額は県内で政務活動費の規定がある市の中で最低であります。

また、近年の物価上昇は著しく、例えば研修を受けるために上京する場合でも、宿泊費を含む旅費だけで最低 6 万円から 7 万円ほど必要になります。

議員活動を充実させ、市民の声をしっかり市政に反映させるためにも、政務活動費の見直しは必要であると、議会運営委員会でも全会一致で決定をし、改正案を提出するものです。

以上、提案理由の説明といたします。

議長／提出者に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより議提第 2 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、議提第2号は原案のとおり可決されました。

日程第19. 閉会中継続審査申出についてを議題といたします。

福祉文教常任委員長から、審査中の意見書第3号 小中学校等の大規模改造（空調（冷暖房設備）整備）事業の促進に関する意見書（案）及び意見書第4号 従来の健康保険証の復活を求める意見書（案）の2件につきましては、今後も引き続き検討を要するとのことで、武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出書が議長宛に提出をされております。

お諮りいたします。

福祉文教常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、意見書第3号及び意見書第4号は福祉文教常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

日程第20. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛に提出をされております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出の調査中の事件につきましては、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたします。

これをもちまして、令和6年12月武雄市議会定例会を閉会いたします。